

長浜市認定地域クラブの基準（案）について

（１）認定地域クラブの定義

- ①認定地域クラブの活動は、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するものとする。

（認定地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値）

- ・ 学校等の垣根を越えた、生徒のニーズに応じた多種多様な体験及び仲間とのつながり創出
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び 地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- ②認定地域クラブは、学校と良好な関係を保ち、学校の垣根を越えて生徒を受け入れ、市内を拠点として活動するものとする。

（２）参加生徒の対象区域について

生徒数が減少する中でも、生徒のニーズに応じた多種多様な種目の整備を図る観点から、原則市内全域を対象とする。

※以下の下線部は、他市事例や市の実情を踏まえ、市が加えた基準で、それ以外は国が提示した共通基準を基にしています。

（３）認定地域クラブの要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ・ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
 - ・ 市内に居住する中学校生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域に渡るスカウティングで生徒を集めるものではないこと

- ・ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ・ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間については、平日1日2時間程度、休日1日3時間程度を基準とし、週当たりの活動時間の合計は11時間程度までとすること。^{注1}
- ・ 年間の主だった活動計画（活動日、休養日の日程等）と毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、保護者をはじめ関係者に公表していること

注1：週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ・ 国が示す参加費等の金額の目安^{注2}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。なお、参加費は、参加者の募集時に掲げる日常活動に要する経費に充当するものを指し、個人の用具費、遠征費、大会・コンクールに出場する経費を含まない。

注2：国が示す参加費等の金額の目安…月4回の活動で、月額1,000円～3,000円程度

④ 複数の指導者を配置し、適切な指導の実施体制が確保されていること

- ・ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこれらの行為を行わないとともに、参加者同士のこれらの行為も許さないことを誓約すること
- ・ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること
- ・ 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること（令和8年度に限り、研修未開催のため、確認要件から除く。）

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ・ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会

等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

- ・市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ・保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ・参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ・次の内容を含む規約等を作成し、保護者をはじめとする関係者に公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

団体の目的

役員（代表、副代表、会計、監事^{注3}）の選任・解任に関すること

総会の運営など団体の意思決定に関すること

会員の入退会、参加費（その他必要経費）に関すること

予算・決算の審議・承認に関すること

- ・公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために監査を実施し、保護者をはじめとする関係者に対する情報開示が適切に行われること
- ・営利を主たる目的とせずに運営すること
- ・大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

注3 各役員の兼務は不可とする。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ・地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を活動の拠点となる中学校等と共有すること
- ・必要に応じて、生徒の活動状況や活動実績等（クラブとして出場した中体連大会の結果等）について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること
- ・市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（説明会、クラブ紹介のデータ配信等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ・活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

- ・ 定期試験期間（発表日から試験終了日前日）は、原則、活動を休止するなど、生徒が在籍する学校の行事に配慮すること
- ・ クラブに所属する生徒の進路について、クラブとして直接介入は避け、生徒が在籍する中学校に連携をとること

⑧ 市内を活動拠点とし、市内での活動を主としていること

⑨ 将来に渡って継続的な運営が見込めること。

- ・ 練習をはじめとした、日常的なクラブの活動が成り立つ程度の参加者で構成されていること。
- ・ クラブの運営について、特定個人のみに依存するのではなく、複数の者が関わっていること
- ・ 活動計画、収支計画について、活動の規模、実態にあった計画であること。

（４）認定手続等

①認定を受けようとする地域クラブは、以下の書類を市に提出すること。

- ・ 申請書
- ・ 誓約書
- ・ 認定要件確認書
- ・ 指導者、スタッフ名簿
- ・ 活動計画書（収支計画書）
- ・ 地域クラブ規約
- ・ 認定地域クラブ活動指導者登録申請書

②市は、地域クラブから申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認、長浜市部活動の地域展開推進協議会委員の意見聴取等を行い、申請内容を審査した上で、認定要件を満たすと認めるときは、認定を行う。認定要件を満たさないと認めるときは、その理由を示し、申請者に通知する。

（５）認定地域クラブ活動に対する指導助言等

市は、定期報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（６）認定の有効期間

認定期間は、申請した日の属する年度を含む2年間とする。ただし、期間途中でも認定要件にあてはまらないと判断され、上記（５）に示す指導助言により改善が見られない場合は、認定は取り消すこととする。

（７）変更手続

認定後に、申請内容に変更が生じた場合は、指定様式により届出すること。

（８）認定の休止

認定期間中に、活動を休止する場合は、指定様式により届出すること。

（９）認定の取り消し

- ①認定地域クラブは認定後に、活動ができなくなる事態や認定基準に合致しなくなる事案が生じた場合は、指定様式により直ちに市に申し出ること。
- ②市は①の申し出を受け、市関係部署協議の上、認定地域クラブとしての活動が適さない場合は、その理由を示し、認定を取り消すこととする。

（１０）認定地域クラブ活動に対する支援

- ①生徒・保護者等に対する情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（中学校施設の利用と使用料の免除、運営補助）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業の促進

（１１）地域クラブの責務

- ①各競技団体や各連盟等への登録や登録費の納入が学校部活動等と重複しないように配慮すること。
- ②各種大会の出場要件について、必ず事前に確認し、必要に応じて手続等を行うこと。
- ③市が行う事業に対し、連携協力を積極的に行うこと。

（１２）認定基準の見直し

本認定基準について、今後の国及び県の方針を参考に、市の部活動の地域展開の進捗状況に応じ適宜見直しを図り、改定する。